島根県定期予防接種広域化事業委託契約書(案)

○○○市町村(以下「甲」という。)と一般社団法人島根県医師会(以下「乙」という。)は、島根県定期予防接種広域化事業(住民が県内住所地外で、かかりつけ医療機関等で受ける予防接種法(昭和23年法律68号)に規定する定期の予防接種をいう。以下「委託業務」という。)に関して次のとおり委託契約を締結する。

この契約締結にあたっては、乙は、本契約の締結についての権限を乙に委任する別紙2の 「島根県定期予防接種広域化事業協力医療機関名簿一覧」の医療機関(以下「丙」という。) の代理人として契約するものとする。

(委託業務)

- 第1条 甲は、別紙1の委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、乙の会員たる医師が所属する別紙2の医療機関に対して委託業務の協力を要請する ものとする。
- 3 乙は、委託業務に協力する丙の名称、開設者名又は管理者名及び予防接種の種類を甲に通 知するものとする。

但し、甲は、丙のうち甲の区域内に在る医療機関は本委託業務の対象とはしないものとする。

(委託業務の履行)

- 第2条 丙は、島根県定期予防接種広域化事業実施要領に基づいて委託業務が円滑に遂行されるように、医学的見地から甲に協力するものとする。
- 2 丙は、予防接種法、島根県定期予防接種広域化事業実施要領、その他関係法令並びに乙の 指導に基づき、委託業務に従事するものとする。
- 3 前2項のほか、丙は委託業務の実施について甲の指示に従わなければならない。

(委託期間)

第3条 委託業務の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、丙の委託業務に関して生じた必要経費を別紙3に定めるところにより、丙に弁 償するものとする。

(実績報告、委託料の請求及び支払)

- 第5条 丙は、委託業務の毎月の実施状況を島根県定期予防接種広域化事業実施報告書(様式ア)にとりまとめ、予診票を添付して、島根県定期予防接種広域化事業実施請求書(様式イ)とともに、甲が定めた期日までに甲に報告するものとする。
- 2 甲は、前条の規定により丙から島根県定期予防接種広域化事業実施報告書(様式ア)の提出を受け、その内容を審査し適当であると認めたときは、丙に対し、甲が定めた期日までに 委託料を支払うものとする。
- 3 甲が自己負担金を設けている場合には、甲は、丙に対し、自己負担金を差し引いた額を支払うものとする。

(委託業務の調査)

第6条 甲は、必要があると認めたときは、丙の帳簿、書類その他の記録について調査できる ものとする。

(帳簿等)

第7条 丙は、委託業務に関する帳簿、書類等を委託業務完了の日から5年間保存するものとする。

(個人情報の保護)

- 第8条 乙及び丙は、委託業務について知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。
- 2 乙及び丙は、委託業務における個人情報の取り扱いについて、別紙4の「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(契約主体の変更)

- 第9条 丙から本委託契約締結後に本契約の締結についての権限を乙に委任する旨、又は取り下げる旨の申し出があった場合は、乙は、別紙2の「島根県定期予防接種広域化事業協力 医療機関名簿一覧」を修正の上、速やかに甲に通知するものとする。
- 2 前項の場合には、それぞれ当該通知がなされたことをもって、別紙2の「島根県定期予防 接種広域化事業協力医療機関名簿一覧」の変更の効力が生じるものとする。

(損害補償等)

- 第10条 甲は、委託業務において被接種者に健康被害等の事故が生じたときは、甲丙協議の 上、速やかに当該事故に対する救済その他必要な措置を講じ、かつ、その損害を賠償するも のとする。
- 2 甲は、前項の事故が丙の故意又は重大な過失による場合を除き、丙に求償しないものとする。
- 3 甲は、第1項の事故について、乙又は丙が損害賠償請求の訴えを提起されたときは、訴訟 参加その他の方法により、乙又は丙に協力するものとする。

(予防接種健康被害の調査)

- 第11条 甲は、前条の健康被害に係る調査について、甲が設置する予防接種健康被害調査委員会により実施するものとする。
- 2 健康被害調査委員会の組織、権限は別に定めるところによる。

(契約の解除等)

- 第12条 甲は、丙がこの契約に違反したときは、契約を解除し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 2 前項の規定による契約の解除によって生じた損害については、甲はその責めを負わない もの とする。
- 3 甲は、乙又は丙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団という。以下同じ。)若しくは暴力団員(同 条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力 団員と密接な関係を有するときは、この契約を解除することができる。

(乙の職務)

- 第13条 乙は、この契約の締結について、丙の委任を受けてこれを行うとともに、次の各号 に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 第6条の規定による甲の丙に対する調査についての協力
 - (2) 第10条第1項の規定による甲丙間の協議の調整

- (3) 第11条の規定による予防接種健康被害調査委員会に対する協力
- (4) この契約に定める丙の義務の履行についての丙に対する指揮及び監督
- 2 前項に掲げるもののほか、乙は、委託業務が適切に実施されるよう甲及び丙に対して協力するものとする。

(疑義の決定)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 〇〇〇市町村長 ⑩

乙 一般社団法人島根県医師会長 ⑩